

# 住民票等交付申請書(郵便請求用)

申請日 令和 年 月 日

郵便で申請される方  法人等は【名称】 【事務所の所在地】 【代表者等の氏名】 【担当者氏名】 および社印等	住所	〒	
	ふりがな		必要な方から見るとあなたは、 1 本人 または 本人と同一世帯 2 その他 ( ) ※ 1以外の方は、 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 資料等が必要です。
	氏名	(生年月日 年 月 日)	
	連絡先(日中連絡のつく電話番号)	( )	※ 電話番号は必ずご記入ください。内容に不備がある場合、ご連絡させていただきます。電話連絡が取れない場合などは、やむを得ず返却させていただきますことでもありますので、あらかじめご了承ください。
	電子メールアドレス	@	

※ 申請される方は、本人確認書類が必要になりますので、免許証等のコピーを添付してください。  
送付先は、原則申請される方の住民登録住所地(法人は所在地)です。

どなたの証明が必要ですか	住所	<input type="checkbox"/> 同上 むつ市
	ふりがな	
	氏名	<input type="checkbox"/> 同上 (生年月日 年 月 日) (世帯主名)

必要な証明書は何ですか	① 住民票(住民票の写し)	個人 通	世帯全員 通	1通 350円
	② 住民票記載事項証明書 (住民票の簡略型：前住所・住定日等の記載欄がありません)	個人 通	世帯全員 通	
	③ 除かれた住民票(除票)・改製原住民票 (転出、死亡された方のもの) (転居、変更等の内容のもの)	個人 通		

証明書の記載内容について	続柄・世帯主は記載しますか	<input type="checkbox"/> 記載する	<input type="checkbox"/> 記載しない
	本籍・筆頭者は記載しますか	<input type="checkbox"/> 記載する	<input type="checkbox"/> 記載しない

何に使いますか	免許・年金・児童手当・登記 その他 ( ) ※ 第三者が自己の権利を行使または義務履行のために申請する場合は、その理由(利用目的・提出先等)を具体的に記入のうえ、疎明資料を添付してください。
---------	---

※ 以下の項目を記載した証明の送付先は、証明する人本人の住所に限られ、また除票や第三者請求には記載できません。  
記載を希望する方は、提出先、使用目的を記入してください。

住民票コード：官公署限定	提出先 ( )	使用目的 ( )	<input type="checkbox"/> 記載する
個人番号(マイナンバー)： 社会保障・税・災害対策限定	提出先 ( )	使用目的 ( )	<input type="checkbox"/> 記載する

※ プライバシーの侵害等の恐れがある申請には応じられません。  
※ 偽りなど不正な手段で住民票等の交付を受けた者は、過料に処せられます。

必ず、次のページの【郵便請求の手順】をご確認ください。

次のページへ↓

## 【郵便請求の手順】

下記のをすべて同封して、住所地の市区町村へ郵送してください。

- ① 住民票等交付申請書(郵便請求用)
- ② 申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(個人番号カード)、住民基本台帳カードなど、現住所の記載があるもの)の写し
- ③ 手数料(郵便局発行の定額小為替<sup>ていがくこがわせ</sup>または現金書留)
- ④ 返信用封筒(宛名を記入し、切手(84円又は94円、速達は374円か384円)を貼ったもの)  
※ 返信先は原則として申請者の住民登録地にしかできませんので、ご注意ください。  
※ 申請通数が多い場合は、少額の切手を追加して同封ください。
- ⑤ 申請理由を裏付ける資料や委任状(必要に応じて)  
※ 本人と同一世帯の方以外は、委任状が必要です。同住所でも世帯を別々にされている方、同一世帯でも既にむつ市外に転出された方の除票を必要とされる方は、ご本人が申請していただくか、委任状を添付してください。  
※ 第三者が自己の権利を行使または義務履行のために申請する場合は、その理由を明らかにする疎明資料(債権債務関係等の利害関係を明らかにする書類)が必要です。

## 【注意点】

- 手数料について
  - ・ 必要な通数分の定額小為替を郵便局で購入し、同封して郵送してください。(または現金書留にて送付ください。)
  - ・ 郵便切手や収入印紙ではお取り扱いできません。
- その他
  - ・ 住民票コード及び個人番号(マイナンバー)を記載した証明書を申請された場合、委任状があっても代理人住所に送ることはできません。証明する本人の住所宛てに送付します。(総務省通達)
  - ・ 郵便請求は、配達の日数と役所の処理日数が必要ですので、日数に余裕をもって申請してください。
  - ・ その他、申請について不明な点は、住所地の市区町村へお問い合わせください。

【あて先】 〒035-8686 (住所記入不要) むつ市役所 民生部 市民課 あて  
(むつ市中央一丁目8番1号)  
電話 0175-22-1111(代)